

よくある質問

Q1. 追加給付は申出が必要ですか？

A1.

平成25年8月以降、現在まで継続して保護を利用している方は申し出の必要はありません。支給時期については9月以降に支給できるように現在手続きを進めております。なお、八王子市で利用する前に別の自治体で平成25年8月以降保護を利用していた場合には、その期間については申出が必要なため、当時保護を利用していた自治体にお問い合わせください。

Q2. 追加給付はどのように申出しますか？

A2.

現在保護利用していない方は申出手続きが必要です。市ホームページに申出書類や手続き先、オンライン申出の受付フォームが掲載されておりますので、そちらからお手続きをお願いいたします。なお、八王子市での利用以外に別の自治体で平成25年8月以降保護を利用していた場合には、その期間については申出が必要なため、当時保護を利用していた自治体にお問い合わせください。

Q3. 申出手続きには何が必要ですか？

A3.

申出書、本人確認書類、振込先口座が確認できる書類などをご用意いただく必要があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

Q4. どこに行けば申出ができますか？

A4.

市ホームページ上に掲載されている申出書、同意書等を記載し必要書類をご用意の上、オンライン、郵送又は窓口で申出ができます。八王子市役所地下1階の追加給付申出窓口では8月3日（月）から申出が可能です。

Q5. 申出書の記入方法が分かりません。

A5.

記入方法についてご不明な点がございましたら、八王子市保護費追加給付コールセンターへお問い合わせください。
電話番号：0120-506-237（通話無料）
受付時間：午前8時30分から午後5時00分（土日祝日、12月29日～1月3日を除く。）

よくある質問

Q6. 申出書に不備があった場合はどうなりますか？

A6. 記載内容や添付書類に不備があった場合は、必要に応じてご連絡し、修正、不足書類の追加提出などをお願いすることがあります。

Q7. 代理人が申出をすることはできますか？

A7. 一定の条件を満たす場合は代理人による申出が可能です。必要な手続きや提出書類については、八王子市保護費追加給付コールセンターへお問い合わせください。
電話番号：0120-506-237（通話無料）
受付時間：午前8時30分から午後5時00分（土日祝日、12月29日～1月3日を除く。）

Q8. 給付額の目安を教えてください。

A8. 世帯ごとの給付額は、世帯の人数や生活保護を利用していた時期、期間により異なります。1世帯あたり数百円の方もいらっしゃる、10～20万円の方もいらっしゃいます。決定通知書にてご確認くださいませようお願いいたします。ただし、利用状況により、支給がない場合もあります。

Q9. 追加給付の対象期間に八王子市で生活保護を利用していたか、教えてもらえますか？

A9. 大変申し訳ございませんが、個人情報保護の観点から、お電話などでの生活保護利用歴はお伝えできません。窓口にお越しいただき、本人確認書類でご本人様であることの確認が必要となります。

Q10. 追加給付のコールセンターは八王子市以外にもありますか？

A10. 制度全般については、厚生労働省の相談センターが開設されています。保護費の追加給付に関して、追加給付の内容、給付額の算出方法、対象となる世帯等の詳細などは、厚生労働省の相談センターにお問い合わせください。
電話番号：0120-179-445（フリーダイヤル 通話無料）（土日祝日を除く。）
受付時間：午前9時00分から午後5時00分 ※8月から10月は土日祝日も開設

よくある質問

Q11. 提出した申出書の内容を変更したい場合はどうすればよいですか？

A11.

提出後に内容の変更が必要となった場合は、八王子市保護費追加給付コールセンターへお問い合わせください。
電話番号：0120-506-237（通話無料）
受付時間：午前8時30分から午後5時00分（土日祝日、12月29日～1月3日を除く。）

Q12. 振込先口座を変更したい場合はどうすればよいですか？

A12.

口座情報の変更をご希望の場合は、八王子市保護費追加給付コールセンターへお問い合わせください。
電話番号：0120-506-237（通話無料）
受付時間：午前8時30分から午後5時00分（土日祝日、12月29日～1月3日を除く。）

Q13. 申出が受付されているか確認できますか？

A13.

申出状況の確認をご希望の場合は、八王子市保護費追加給付コールセンターへお問い合わせください。電話番号：0120-506-237（通話無料）
受付時間：午前8時30分から午後5時00分（土日祝日、12月29日～1月3日を除く。）

Q14. 利用期間中婚姻関係にあったが、現在は離婚（離婚調停中・別居を含む）により、生計を別にしています。この場合はどのような給付になりますか？

A14.

生活保護の制度上、保護費は世帯単位で世帯主に支給するものであることから、今回の追加給付についても、世帯主の方（生活保護を廃止している場合は、生活保護廃止時点における世帯主の方）へ支給することとなります。

Q15. 当時の世帯主が死亡して申出できないのですが。

A15.

世帯主が死亡した場合には、生活保護廃止時点の世帯員の中から以下の申出者の順位に基づく申出権者が申出することとなります。具体的には、①配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある場合も含む）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧甥姪となります。なお、同一順位の者が複数いる場合は代表する方が申出を行うこととなりますので、代表する方を決めた上で、代表する方から申出をお願いいたします。

よくある質問

Q16. 平成25 年当時は、両親と私の 3 人で生活保護を利用していましたが、父親は亡くなり、現在は、母親と私の2 人で生活保護を利用しています。亡くなったら支給してもらえないのでしょうか？

A16. 亡くなられた方は保護費の追加給付の対象となりませんので、この場合、お2 人分の追加給付をいたします。

Q17. 現在、生活保護を利用していますが、今回の保護費の追加給付は収入認定の対象になりますか？

A17. 収入認定の対象になりません。
なお、保有が認められない物品の購入等は認められません。詳しくは担当ケースワーカーにご確認ください。

Q18. 詐欺ではありませんか？

A18. 自治体や国がATM の操作や手数料の支払いを電話やメールでお願いすることはありません。支給する場合は支給決定通知書を送付します。不審な電話やメールには十分ご注意ください。